

(五六九)

と関連いたしまして、事業主の業務計画の作成上の地位を明確にする意味におきまして、原案第十八條第一項を「前條の規定による指示があつたときは、その指示に従い、命令の定めるところにより、指定炭鉱の事業主は、炭鉱管理者をして業務計画の案を作成せしめ、所轄石炭局長に提出しなればならない。」と改め、第二項中「原案」とあるのを案と改め、第三項、第四項及び第五項を削除いたしました。原案第六項中「当該業務計画の案を提出するとともに」とあるのを「当該業務計画の案を作成して提出するとともに」と改めたのであります。

尙原案第十九條「石炭局長は、前條第一項の規定による業務計画の案の提出があつたときには」とありますが、業務計画の案の提出される場合は、生産協議会の議を経る場合と、経ない場合、即ち前條第一項と第三項の規定の二つの場合があるもので、前條第一項の次に「又は第三項」を加えました。尙本條第二項におきまして、原案では、石炭局長の決定した業務計画の「指示があるまでは、事業主及び炭鉱管理者は、前期の業務計画（前期の業務計画がないときには、前期における業務の実施上の計画）を基準として、指定炭鉱の業務を行わなければならない。」というように相成つておりますけれども、これを事業主の提出した業務計画の案によるようにするために、第二項を「前項の規定による指示があるまでは、事業主は前條第一項又は第三項の規定により所轄石炭局長に提出した業務計画の案により、指定炭鉱の業務を行わなければならない。」と改めた次第であります。

尙原案第二十條第二項中「第十八條」とあるのを條文整理の上から「第十七條」と改めました。

次に原案第二十一條第一項におきまして、原案第十七條以下に対する修正と同様の趣旨によりまして、石炭局長は指定炭鉱の業務計画の実施上必要と認めるとき、監督上の命令又は指示を受ける客体を、指定炭鉱の事業主とするために、原案の「炭鉱管理者」を「指定炭鉱の事業主」と改め、原案第二十二條中「炭鉱管理者」とあるのを「指定炭鉱の事業主」と改めた次第であります。

次に原案第二十三條第二項におきまして、炭鉱管理者の「選任は、商工大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。」というようになつておりますけれども、これを届出主義に改めるために、原案第二項を事業主は、前項の規定による選任をしたときには、その旨商工大臣に届け出なければならない。と改め、第三項、第四項の炭鉱管理者の選任に関する細部規定は、煩雜に過ぎ、必要がないと認めて右の二項を削除いたし、第五項も亦第二項修正に伴い当然これを削除いたしました。

次に原案第二十四條第二項の炭鉱管理者の業務計画実施に対する監督者及び従業者の協力規定、これは当然なことであり、項目として取り必要なしと認めまして、これを削除いたしました。

次に原案第二十五條におきまして、第一項は原案第二十三條修正に伴い、当然これを削除いたしました。尙第二項及び第三項において、この炭鉱管理者の解任が、商工大臣によつてできるやうになつておりますが、それは選任

の場合と同じく、事業主が行ふこととし、商工大臣は事業主に解任を命ずるに止めるようにするために、原案第二項中「当然炭鉱管理者を解任することができる。」とあるのを、「事業主に対して、当該炭鉱管理者を解任すべきことを命ずることが出来る。」と改め、原案第三項を「商工大臣は、炭鉱管理者が著しく不適任であると認めるときは、事業主の意見を徴した上で、全國炭鉱管理委員会に諮つて、事業主に対して、当該炭鉱管理者を解任すべきことを命ずることが出来る。」と改めたのであります。

次に原案第二十六條でありますが、「炭鉱管理者に事故があるとき、又は炭鉱算理者が欠けたときには、指定炭鉱の事業主又はこれを代表する者が、臨時に、炭鉱管理者の職務を行う。」という規定でありますけれども、これは原案第二十三條即ち本修正案第二十二條第一項により選任滞りなく選任するといふことで十分でありますので、全部削除いたしました。

尙原案第二十七條の「炭鉱管理者の選任及び解任に関する登記手続に関する規定も全文を削除いたしました。原案第二十八條の事業主に対する炭鉱管理者の代理権もこれを認めないといふことにいたしました。全文を削除いたし、原案第二十九條は、原案第二十八條削除に伴い当然これを全文を削除いたしました。併し炭鉱管理者と事業主の力に余りに開きがあるという嫌ひも生じないわけではありますから、新たに第二十五條として「指定炭鉱の事業主は、業務計画の実施に關し、命令の定めるところにより、必要な権限を炭鉱管理者に委任しなければならない。」という

一ヶ條を加えた次第であります。次に原案第三十四條及び第三十五條中「第三十二條」とあるのを條文整理によりまして「第二十八條」と改めました。

次に原案第三十七條第一項におきまして、委員の代理者に対しても生産協議会の議事の議決権を認めておること、これは不当であるとの考え方によりまして、「（委員の代理者を含む。）」を削除いたし、條文整理のために「第三十九條」とあるのを「第三十五條」と改めた次第であります。

次に原案第三十八條第三項中「第二十一條」とあるのを「第二十條」と改め、第四項におきまして、事業の経理内容に関する報告を求むることが出来る主体を、生産協議会の委員個々から、生産協議会自体にするために「の委員」とあるのを削除し、その客体を指定炭鉱の事業主のみに限定するのが妥當であると考えましたので、「又は炭鉱管理者」を削除いたしました。

次に原案第三十九條におきまして、第一項但書中炭鉱管理者が労働條件の適正化その他従業者の待遇に関する事項について石炭局長の裁定を求める場合を、生産協議会の議を経た場合に限定するため「命令の定めるところにより」と及び「又は従業者の同意」の二ヶ所を削除いたしました。次に條文整理のために原案第四十二條第四項中「第十條」とあるのを「第十二條」と改め、原案第五十條中「第四十七條」とあるのを「第四十三條」と改め、改めた次第であります。次に原案第五十三條第二項におきまして、石炭局長の支局の名称、位置及び管轄区域決定が商工大臣に委任されておりますけれども、これは全國炭鉱管理委員会に諮つた上で決定する

のが妥當であると考えましたから「商工大臣」の次に「全國炭鉱管理委員会に諮つて」と挿入いたした次第であります。

次に原案第五十五條におきまして、全國炭鉱管理委員会及び地方炭鉱管理委員会がそれぞれ「商工大臣及び石炭局長又は石炭局長の諮問に應じて、石炭生産に關して調査審議する事項が原案では漠然として、ただ「重要事項」という用語で表してありますけれども、これを明確に規定するために、第一項中「重要事項」とあるのを「左の事項」に改め、また同時に、新たに同項末尾に「一、石炭鉱業の管理の運営方針に関する事項、二、石炭の生産に關する計画に關する事項、三、石炭鉱業の最高能率發揮に關する事項」の三号を加え、原案第二項中「重要事項」とあるのを「前項各号の事項」と改めました。次に原案第五十六條乃至原案第五十八條の全國炭鉱管理委員会、地方炭鉱管理委員会の構成員に關して全國炭鉱管理委員会に新たに特別委員会及び臨時委員を置き、地方炭鉱管理委員会の委員の數及び選出方法を改め、同時に、新たに特別委員を置くこととし、特別委員及び臨時委員委員に關する規定を新設いたしますために、原案第五十六條第一項「全國炭鉱管理委員会は、會長一人、委員三十人、特別委員若干人及び臨時委員若干人で、これを組織する。」と改め、同時に第二項「地方管理委員会は會長一人、委員四十五人以内及び特別委員若干人で、これを組織する。」と改め、原案第五十七條に新たに第三項として「商工大臣は、必要があるとき、石炭鉱業と密接な關係を有する事業を代表する者を、臨時

次第であります。

ようになつておりますが、それは選任

者に委任しなければならぬ」といふ

炭鉱管理委員会に諮つた上で決定する

關係を有する事業を代表する者を、臨時

委員として依頼することができると

して処罰の対象を明確にする」とも

「九、第三十九條第一項、第二項又は

かつたのでありますが……。

て賛成をしておられたのではないかと

いう一項を加へ、原案第五十八條第

に、條文整理により「第四十一條の規

〇衆議院議員(松本七郎君) どうも失

〇衆議院議員(松本七郎君) ミスプリ

〇大屋三三君 只今の中川委員の御質

石炭の生産に關し學識経験ある者五人

は、その違反行為をした会社の代表者

〇中川以良君 訂正はしてあるわけ

〇衆議院議員(松本七郎君) これはミ

〇大屋三三君 只今の中川委員の御質

石炭局管轄区域内の炭業者(事業主の

は、「と改め、尙原案第六十四條にお

〇中川以良君 訂正はしてあるわけ

〇衆議院議員(松本七郎君) これはミ

〇大屋三三君 只今の中川委員の御質

炭局長が、これを命ずる。」と改め、同

のを「第八條の規定による当該官吏の

〇中川以良君 訂正はしてあるわけ

〇衆議院議員(松本七郎君) これはミ

〇大屋三三君 只今の中川委員の御質

從業者を代表する委員は、坑内從業者

の監査を拒み、」と改め、原案第六十

〇中川以良君 訂正はしてあるわけ

〇衆議院議員(松本七郎君) これはミ

〇大屋三三君 只今の中川委員の御質

三坑外從業者二の比率とする。」と改

五條及び原案第六十六條は削除し、以

〇中川以良君 訂正はしてあるわけ

〇衆議院議員(松本七郎君) これはミ

〇大屋三三君 只今の中川委員の御質

これを削除いたしまして、新たに第五

の各号の一に該当する者は、」とある

〇中川以良君 訂正はしてあるわけ

〇衆議院議員(松本七郎君) これはミ

〇大屋三三君 只今の中川委員の御質

十六條として「商工大臣又は石炭局長

である場合には、その違反行為をした

〇中川以良君 訂正はしてあるわけ

〇衆議院議員(松本七郎君) これはミ

〇大屋三三君 只今の中川委員の御質

罰することができる。」と加へ、又第

「第二十二條を「第二十一條と改め、

〇中川以良君 訂正はしてあるわけ

〇衆議院議員(松本七郎君) これはミ

〇大屋三三君 只今の中川委員の御質

五十七條として「特別委員及び臨時委

に新たに第三号として「三 第九條に

〇中川以良君 訂正はしてあるわけ

〇衆議院議員(松本七郎君) これはミ

〇大屋三三君 只今の中川委員の御質

した次第であります。

規定する石炭局長又は石炭局長の監

〇中川以良君 訂正はしてあるわけ

〇衆議院議員(松本七郎君) これはミ

〇大屋三三君 只今の中川委員の御質

次に原案第六十二條以下の罰則に關

督上の命令に違反した者(第五十九

〇中川以良君 訂正はしてあるわけ

〇衆議院議員(松本七郎君) これはミ

〇大屋三三君 只今の中川委員の御質

する各條項におきまして「指定炭鉱と

の規定により処罰される者を除く。」「

〇中川以良君 訂正はしてあるわけ

〇衆議院議員(松本七郎君) これはミ

〇大屋三三君 只今の中川委員の御質

指定外の炭鉱に關する罰則規定を区別

く。」「第四号として「第十條第一項

〇中川以良君 訂正はしてあるわけ

〇衆議院議員(松本七郎君) これはミ

〇大屋三三君 只今の中川委員の御質

し、懲役及び罰金を併科しないことに

五号として「五 第十二條第一項に規

〇中川以良君 訂正はしてあるわけ

〇衆議院議員(松本七郎君) これはミ

〇大屋三三君 只今の中川委員の御質

改めまして、原案第六十二條第一

定する石炭局長又は石炭局長の命令

〇中川以良君 訂正はしてあるわけ

〇衆議院議員(松本七郎君) これはミ

〇大屋三三君 只今の中川委員の御質

項中「左の各号の一に該当する者は、」

に違反した者(第五十九條の規定によ

〇中川以良君 訂正はしてあるわけ

〇衆議院議員(松本七郎君) これはミ

〇大屋三三君 只今の中川委員の御質

いのは、この修正案はすでにこの委員会に付託されたのであります。何か、何時……。

○委員長(稻垣平太郎君) 昨晚修正案を含んだこれが付託になりましたわけでありす。

○中川以良君 今松本君の御答弁では、昨日の本会議場において、松本君がお説明になった中にあるのかちと、いろいろなお話でありましたが、私も昨日は衆議院の本会議を傍聴したのであります。大体この書類が各議員に配られておりまして、修正の箇所については全部お手許に差出してある書類によつて承知して貰いたいということをはつきり言われたように記憶しております。その後は非常にやかましかつたのでよく聞き取れませんでした。が、今のような重大な箇所につきましては、重大なる疑義を私共は挟まなければなりません。かような意味におきまして、一應委員長は衆議院の速記録も一つ十分に御検討頂きまして、少くもこういう不明瞭な点がありまして、参議院に案が出て来るといふことは、今後の審議にいろいろと支障をきたすと存じますので、予めこの点は明確にして頂きたいと存するのでございます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(稻垣平太郎君) 只今の中川委員の御提案に皆さま御異議がございせんければ……。

〔異議なし「賛成」と呼ぶ者あり〕
○委員長(稻垣平太郎君) 尚衆議院の速記録を取調べ、又その当時の事情をよく調査いたしまして、その上でお諮りしたいと存じます。

○衆議院議員(松本七郎君) 昨日の印刷物は衆議院の方では仮印刷というこ

とになつておるようであります。その点についての議論は別といたしまして、その点だけ御参考までにお答え申上げて置きます。

○委員長(稻垣平太郎君) それでは只今の御提案によりまして、向うの速記録その他の取調を願ひまして、その上で開きたいと思ひますから、できますれば本日午後にもう一度委員会を開きたいと思ひます。本日はこれで一時、○下條義兵君 このプリントはミスアプリントが沢山あるし、又正式の参議院の印刷物は三時にならないわけではできないということですから、御意見が出たのも御尤もと思ひますが、ミスプリントなり喰違ひの点は極めて少数であつて、而も重要でない点であるように思ひますので、すでに会期も切迫しておることです。そういう点を除いてこの審議を続けることにしたらどうかと思ひます。

○委員長(稻垣平太郎君) 水曜日の午後は委員会は開かないことになつておりますから、先程申上げたことは取消しまして、本日はこれで散会いたします。

午後十一時三十分散会
出席者は左の通り

委員長 稲垣平太郎君
理事 下條 恭兵君
小林 英三君
川上 嘉市君
中川 以良君

委員

大島農夫雄君
カニエ邦彦君
浜田 寅蔵君
村尾 重雄君

荒井 八郎君
大屋 晋三君
平岡 市三君
堀 未治君
入交 太蔵君

深川朱左衛門君
鎌田 逸郎君
楠見 義男君
佐伯卯四郎君
宿谷 栄一君

玉置吉之丞君
田村 文吉君
藤井 丙午君
細川 嘉六君

委員外議員
商業委員長 一松 政二君

衆議院議員
鐵工業委員長 伊藤卯四郎君
松本 七郎君

十一月十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、炭鉱民主化に関する陳情(第五百七十九号)

(陳情第五百七十九号)昭和二十二年十一月五日受理

炭鉱民主化に関する陳情
名古屋市中区南大津通二ノ五中
部配管内 愛知縣産業別労働組合

炭鉱國管案は、炭鉱の社会化、民主化のためではなく、欲なる炭鉱資本家を國家權力によつて援助することになつてゐるから、該法案に対し全面的に反対すると共に、國管人民管理經營形

体を要望するとの陳情。

昭和二十三年四月十六日印刷

昭和二十三年四月十七日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局